

世帯と人口

(40.1.1現在)	
面積	30.55平方軒
人口総数	52,861人
男	26,940人
女	25,921人
世帯数	11,563世帯

全世帯に配布

この広報紙は町内自治会を通じ市内の全世帯にもれなく配布されております。皆さんのお宅に届かないときは部落の区長または市広報係までお申し出ください。

市民税の申告3月20日まで

提出期日までに

申告しないと損をします

来る三月二十日までに市民税の申告をしないと控除がありません。

市民税の申告

をしなればならない人

昭和三十九年一月一日から十二月三十一日までの間に九万円を超える所得があり、かつ、本年一月一日現在、富士市に住所のあった人でつぎのべる「申告を必要としない人」以外の人

はすべて市民税の申告をしていただきます。

申告を必要としない人

(1)本人が老年者(明治三十三年一月二日以前に生れた人) 未成年者(昭和二十年一月三日以後に生れた人) 昭和四十年一月一日現在、障害者、寡婦(離婚または死別、もしくは夫の生死が明らかでない者)で扶養親族を有し、老年者でない人

昭和三十九年一月一日から十二月三十一日までの間に九万円を超える所得があり、かつ、本年一月一日現在、富士市に住所のあった人でつぎのべる「申告を必要としない人」以外の人

昭和三十九年度 公営住宅入居者の申込み受付を次のとおり行ないますから入居希望の方は、決められた申込用紙に必要なことがらを書いて二月五日から十日まで

お待たせしました

市営住宅36戸 入居申込み受付

2月5日から10日まで

昭和三十九年度 公営住宅入居者の申込み受付を次のとおり行ないますから入居希望の方は、決められた申込用紙に必要なことがらを書いて二月五日から十日まで

忘れずに 期日までに提出

三月二十日までに申告がなければ控除は受けられません。期限までに申告書の提出がない場合は、基礎控除以外の諸控除(社会保険料、生命保険料、扶養控除など)は認められなくなり納めなければならない税金までになりますので忘れずに期日までに申告してください。

住宅(プレハブ簡易耐火造二階建)十六戸の合計三十六戸であります。また第一種住宅は二戸当り四十二・七十四平方メートルで六畳、玄関、台所、風呂場、便所、物入れ、二階が六畳、三畳、押入れになつており第二種住宅は(二戸当り三十九・三平方メートル)で一階が四畳、玄関、台所、風呂場、便所、物入れ、押入れとなつており、まず完成は二月末の予定、なお入居を希望される方は

①現に市内に住所又は勤務場所を有し、税金を滞納していない者。②現に同居し又は同居しようとする親族(婚姻予定者を含む)があること。③一定の収入があること。④その年間収入(家族全員の分)を十二で除した額について扶養親族(配偶者及び未成年の子で年間収入五万円以下の者)一人につき二千元を控除した額が次に該当する事(1)第一種住宅……二万円をこえ三万六千円以下であること。(2)第二種住宅……二万円以下であること。

待望の自動電話切替

2月14日(13日夜半)に決る

富士電報電話局の電話の自動切替工事は順調にすすみ、来る二月十四日(日)午前〇時を期して待望の自動電話に切替えることとなりました。自動切替と同時に、東京をはじめ沼津、三島、吉原、富士宮、熱海、伊東、御殿場、伊豆長岡、修善寺、大仁、静岡、清水、焼津、蒲原、由比にはダイヤルして直接つながるダイヤル即時通話になるほか、北は北海道から南は九州まで全国約三百六十の主要都市には申し込んですぐつながる即時通話ができるようになります。たいへん便利になります。

なお自動切替と同時に約五百件の新規増設があり、さらに三月末までに約五百件の合計一千件が新規増設できますので、自動

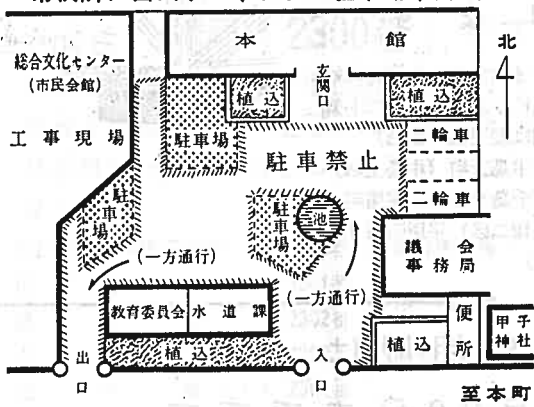
切替を契機として、電話事情も飛躍的に改善されます。

田子浦農協に

有線放送が開通

総工費二千八百万円をかけて田子浦農協の有線放送電話が開通し、農家からその利用度は高く評価されております。現在七百六十戸の電話加入者を持ち、また市や警察、消防署などのお知らせを始め農協ニュースや市況が働かしながら田畑で聞かれ、便利になったものだと言っています。

市役所に入出入する車および駐車場案内図



ご協力ください

待望の市民会館建設工事がいよいよ始まり、市役所広場が向う一ケ年間に工事が現場になりますので使用できません。そこで従来の駐車場および車の出入口が次のとおり変更しましたので、市役所へ車を利用して来られる方は、たいへんご迷惑をおかけいたしますが是非ともご協力ください。なお工事現場は、立入禁止になっておりますが、子供が遊び回り危険ですから絶対に入らないで下さい。

陸海空

自衛官を募集

18才以上25才未満の日本国籍を有する男子で、中学校卒業程度の学歴があればよい。募集期間……1月から3月末日まで。くわしいことは、市民課窓口にお出かけ下さい。